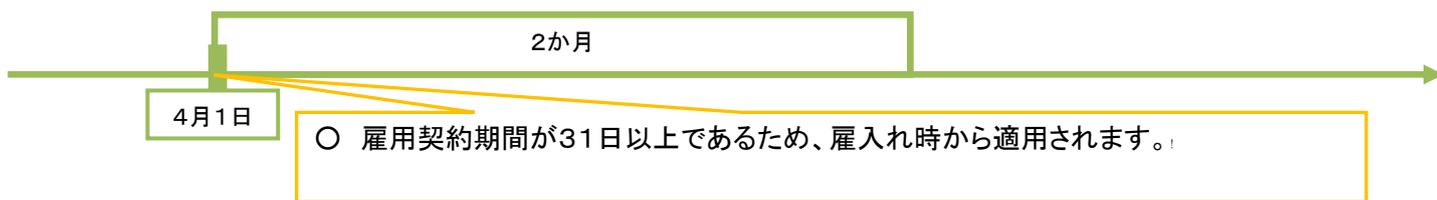


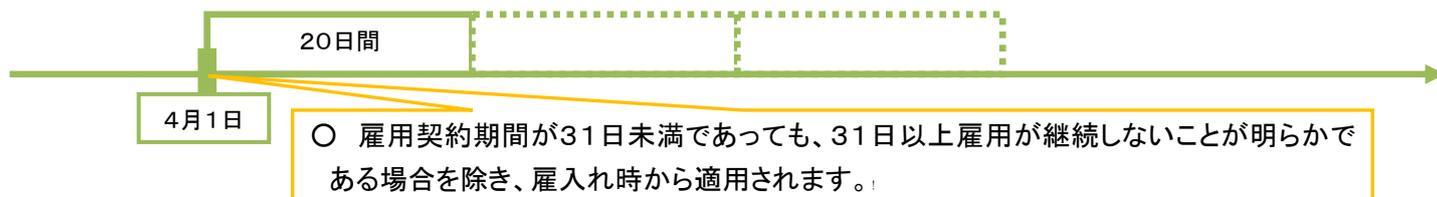
(表面の続きになります。)

◇ 4月1日以後における取扱いは以下のとおりとなります。

○! 雇用契約期間が31日以上ある方(雇用契約期間の定めのない方も含みます。)



○ 雇用契約期間が31日未満の方



※ 4月1日以前から引き続き雇用されている労働者の方については、4月1日時点において、4月1日以後に、31日以上雇用見込みがあるかどうか(31日以上雇用が継続しないことが明らかであるかどうか)により雇用保険の適用を判断することとなります。!

※ 現在雇用している労働者の方が、4月1日以後、31日以上雇用見込みがある場合には、事業主の方は、5月10日までに、公共職業安定所へ雇用保険被保険者資格取得届を提出していただくようお願いします。!

* 雇用保険料率の変更

◇ 失業等給付に係る雇用保険料率が変更になりました。

(一般の事業の場合: 0.8%(平成21年度1年間の暫定措置) → 1.2%(平成22年度)を労使折半)

◇ この他、事業主の方には、雇用保険二事業に係る雇用保険料率(平成22年度は、一般の事業の場合、原則どおりの0.35%)を負担していただく必要があります。

➡ 平成22年度の雇用保険料率(一般の事業) 1.55% (事業主負担分: 0.95%、労働者負担分: 0.6%)

* 雇用保険に未加入とされた方の遡及適用期間の改善

◇ 事業主から雇用保険被保険者資格取得届が提出されていなかったために、雇用保険に未加入とされていた方は、これまで被保険者であったことが確認された日から2年前まで雇用保険の遡及適用が可能でした。

◇ 施行日(※)以後は、事業主から雇用保険料を天引きされていたことが給与明細等の書類により確認された方については、2年を超えて雇用保険の遡及適用が可能となります。

(※)施行日とは・・・公布日(平成22年3月31日)から9ヶ月以内の政令で定める日をいいます。

詳しい改正内容などについては、最寄りの公共職業安定所(ハローワーク)におたずね下さい。
また、改正内容については、厚生労働省ホームページにおいても確認ができます。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/koyouhoken.html>!



厚生労働省／都道府県労働局／公共職業安定所(ハローワーク)